

焼津市コミュニティ防災センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市コミュニティ防災センター条例（平成20年焼津市条例第121号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 条例第2条に規定するコミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）を使用することができる者は、それぞれ当該所在地を含む地縁による団体であつて市長が定めるもの（以下「特定地縁団体」という。）の区域内の住民及び住民が構成する団体とする。ただし、条例第3条に規定する使用の範囲内において、その他の者であつても使用することができる。

(費用の負担の範囲等)

第3条 条例第5条の規定により使用者が負担する費用は、次に掲げるものの実費とする。

- (1) 電気、ガス、水道、下水道、電話等の使用料
- (2) ごみ及びし尿の処理並びに施設の清掃に要する費用
- (3) 電球の取替えその他設備の消耗部品に要する費用
- (4) 施設の損耗又は破損の修繕（大規模な修繕を除く。）に要する費用
- (5) 机、いすその他の備品又は新たな設備に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用に伴い生じる費用であつて、次の経費に該当しないもの
 - ア 建物本体の耐用を高める修繕費
 - イ 防災センターに附属する消防・防災設備、給排水設備及びし尿処理施設並びに建具及び畳の維持管理費、修繕費又は整備費

2 前項に規定する費用は、特定地縁団体がとりまとめて支弁することができる。

(届出)

第4条 前条第2項の規定により費用を支弁する特定地縁団体は、毎年度、市長が定める日までに、代表者その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第5条 市長は、防災センターの管理のため必要と認めたときは、前条に規定する特定地縁団体に対し、防災センターの使用に関し、必要な報告又は書類その他の物件の提出を求めることができる。

(書類の作成等)

第6条 第3条第2項の規定により費用を支弁した特定地縁団体は、各年度の収支に関する書類を作成し、5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。
(焼津市集会所等に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に焼津市地区集会所条例施行規則（平成20年焼津市規則第35号）附則第2項の規定による廃止前の焼津市集会所等に関する条例施行規則（昭和57年焼津市規則第5号。以下「廃止前の規則」という。）第2条の許可を受けて使用していた施設の使用については、この規則の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、廃止前の規則の規定の例による。